

令和2年度

第12回千葉県農業委員会総会議事録

千葉県農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和3年2月15日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和2年度第12回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	10件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	2件
議案第5号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について（一時転用）	1件
議案第6号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	2件
議案第7号	千葉県農用地利用集積計画(案)の決定について	12件
議案第8号	農業委員会が定める別段の面積（下限面積）の見直しについて	
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	11件
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	17件
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	29件
報告第4号	農地法第5条の規定による届出に係る買受適格証明願について	4件
報告第5号	農地法第18条第6項の規定による通知について	3件
報告第6号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	18件
報告第7号	賃借料情報の提供について	
報告第8号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	16件

<出席委員> (17名)

1番	小川友安	2番	浅川政明
3番	深谷耕司	4番	齊藤元治
5番	清宮恵理子	6番	槁本泉
7番	長谷川秀明	8番	横山清亮
9番	長谷部衡平	10番	中村浩道
11番	秋庭重樹	12番	佐々木貴史
13番	猪野桃夫	14番	齊藤憲次
15番	石井一也	16番	市原律子
17番	高橋芳和		

<欠席委員>なし

<事務局説明員>

次長補佐	天野秦男	農地利用最適化推進班長	江上章子
農地保全班長	原田賢一	農地審査班長	小堀紀明
農地指導班長	長谷川隆之		

開 会 （ 午前9時15分 ）

議長
(長谷部会長)

ただいまより、令和2年度第12回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。
本日の出席委員は、17人中17人で総会は成立しております。

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号16番 市原 律子 委員

議席番号17番 高橋 芳和 委員

のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第1班
(高橋班長)

ご説明いたします。

はじめに第1項です。

本案件は、第2項及び第3項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

議案書1ページ及び2ページをご覧ください。

お手元の資料1ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区越智町に在住の方が、義務者であります緑区越智町に在住の方外2名の方々が所有する緑区越智町の農地を、経営規模拡大のため、使用貸借権を設定するものです。

申請地の取得後の作目は、里芋・ピーマン・キャベツ・ブロッコリー・白菜等を予定しております。

事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。
ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等
がありましたら、挙手をもってお願いいたします。

梶本委員

第1項から第3項の農地の賃料はいくらになるか、教えてください。
当該地区で賃借が行われる際の参考にしたいと思います。

事務局

これらは、使用貸借権の設定となっているので、賃料の設定は
ありません。

浅川委員

関連になりますが、第1項から第3項について、賃借の設定期
間を教えてください。

事務局

第1項は2年間、第2項及び第3項は3年間です。

秋庭委員

賃料が0円ということですが、農地所有者と賃借人が合意して
いれば、法的な問題はないという解釈でよろしいでしょうか。

事務局

問題ありません。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。
事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方
は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたし
ます。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請につい
て」を上程いたします。

それでは、事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第1班
(高橋班長)

ご説明いたします。
第1項です。

議案書3ページをご覧ください。

お手元の資料2ページから4ページをご参照ください。

本案件は、太陽光発電施設用地とするものです。
申請土地は、JR 誉田駅から南東に約 1 キロメートルに位置する農地です。
農地区分は、JR 誉田駅から 1 キロ以内の農地であることから、第 2 種農地と判断しました。
被害防除は、緩衝地及びフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。
排水については、雨水を自然浸透で処理します。
事前審査第 1 班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。
ただいまの、事前審査第 1 班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。

清宮会長職務代理者

資料の中で申請地の南側に「既存施設」とありますが、申請人はこの既存施設において太陽光発電事業を実施しているということですか。

事務局

その通りです。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。
事前審査第 1 班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第 2 号は、許可と決定いたします。
次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事前審査第 1 班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第 1 班
(高橋班長)

ご説明いたします。
議案第 3 号ですが、第 1 項及び第 2 項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。
はじめに第 1 項です。

議案書4ページをご覧ください。

お手元の資料5ページから7ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、車両置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約1.5キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、水道管・下水管が埋設された沿道の区域で、申請地から500メートル以内に千葉県立千葉特別支援学校と歯科医院があることから第3種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と事業所が混在しております。

被害防除は、素掘り側溝及びフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に第2項です。

お手元の資料8ページから11ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、専用住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉市立加曽利中学校から南東に約900メートルに位置する農地です。

農地区分は、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しました。

第1種農地は原則転用不可とされておりますが、本件は、住宅で集落に接続して設置されるものと判断されることから、農地法施行規則第33条第4号に規定する第1種農地の例外として認められるものです。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は合併浄化槽に接続し側溝へ、雨水は雨水浸透槽にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第3項です。

議案書5ページをご覧ください。

本案件は、議案第4号第1項と関連案件ですので、後程ご説明

いたします。

次に第4項です。

お手元の資料13ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉市立幕張東小学校から北西に約350メートルに位置する農地です。

農地区分は、下水道管、ガス管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に千葉市立幕張東小学校と千葉市立上の台小学校があることから第3種農地と判断しました。

被害防除は、フェンス及びブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は雨水浸透柵にて処理後、雨水管へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第5項です。

議案書6ページをご覧ください。

お手元の資料14ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉県立柏井高校から西に約300メートルに位置する農地です。

農地区分は、下水道管、ガス管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に千葉県立柏井高等学校と花見川第三保育所があることから第3種農地と判断しました。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は雨水浸透柵にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第6項です。

本案件は、第7項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

議案書6ページ及び7ページをご覧ください。

お手元の資料15ページ及び16ページをご参照ください。

本案件は、貸障害福祉サービス事業施設用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR都賀駅から北西に約1.5キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、フェンス及びブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透貯留槽にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第8項です。

お手元の資料17ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉市立誉田中学校から北西に約500メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は合併浄化槽にて処理後、雨水管へ接続し、雨水は雨水浸透貯留槽にて処理後、雨水管へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第9項です。

議案書8ページをご覧ください。

本案件は、議案第4号第2項と関連案件ですので、後程ご説明いたします。

次に第10項です。

お手元の資料19ページをご参照ください。

本案件は、貸資材置場用地とするため、所有権を移転するもの

です。

申請土地は、千葉市立大木戸小学校から南東に約200メートルに位置する農地です。

農地区分は、下水管及びガス管が埋設された沿道の区域で、申請地から500メートル以内に千葉市立大木戸小学校と鏡戸幼稚園があることから第3種農地と判断しました。

被害防除は、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。排水については、雨水を自然浸透で処理します。

事前審査第1班としましては、農地法上の許可要件を満たしており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。

浅川委員

第2項は第1種農地ですが、第1種農地の転用を例外許可する際、面積の上限規定はあるのでしょうか。

事務局

上限規定はありませんが、転用目的に応じた必要最小限の面積で許可することになります。

橋本委員

同じく、第2項についてですが、その転用許可理由は第1種農地の例外規定のうち、集落に接続して設置されるものという説明がありました。

この申請地と集落との近接具合について説明してください。

事務局

申請地の東側の家屋は4メートル程度の道路を挟んで反対側すぐです。申請地の北側の家屋とは35メートル程度離れており、間にある農地は、以前、第1種農地と判断し転用許可をしております。

橋本委員

第4項については、申請地以外に一体利用地として37平方メートルが記載されていますが、この土地の地目は何ですか。

事務局

雑種地です。

梶本委員 本件の所要金額は1億6497万円となっておりますが、高額に過ぎませんか。

事務局 内訳として家を建てる建設費が9千万円で、それに土地代6500万円、その他雑費が1千万円で合計1億6500万円となるもので、見積書の提出がされております。

深谷委員 現地調査を実施する基準について確認です。転用面積が1000平方メートルを超えるものについては、現地調査を実施することとなっていると聞いていますが、第2項は1000平方メートル未満でも現地調査を実施しており、第3項は1000平方メートル以上であっても現地調査を実施していないようです。

事務局 原則、転用面積が1000平方メートルを超える場合、現地調査を実施しています。ただし、第2項のように、第1種農地の場合は、原則転用不可であり、守るべき農地について慎重な審査を行うため、現地調査は行った方がよいというご意見があったことから、1000平方メートルに満たない場合でも現地調査を実施しています。第3項は、計画変更に係る転用申請であり、以前現地調査を行っているため、今回は行っていません。

清宮会長職務代理者 第1項について、申請理由によれば、既存施設からの撤退を求められたことによる新規用地の確保と読み取れますが、資料の図面では、申請地の隣地に既存施設が記載されており、一体的な利用がされるかのように見えます。

事務局 既存施設という言葉が重複していますが、第1項の権利者は、今回の申請地の隣地にある既存施設以外の場所を車両置場用地として利用しており、そこからの撤退が今回の申請地を取得する理由です。

佐々木委員 第7項の転用目的は、貸障害福祉サービス事業施設用地となっておりますが、施設の詳細を教えてください。

事務局 権利者はNPO法人の代表者にもなっており、その法人に貸付けることになっています。

当該法人の事業内容は、地域障害者の自立支援を行うとともに、高齢者向けの宅配弁当やカフェの運営を行うことで、地域活動に

参画するとともに通所者の自立支援を同時に目指したいとのことです。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。
事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第3号第1項、第2項、第4項から第8項及び第10項について許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号第1項、第2項、第4項から第8項及び第10項については許可と決定いたします。
次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を上程いたします。
事前審査第1班班長、説明をお願いします。

事前審査第1班
(高橋班長)

ご説明いたします。
はじめに第1項です。
議案書9ページをご覧ください。
本案件は、議案書の5ページにあります、議案第3号第3項と関連案件ですので一括してご説明いたします。
お手元の資料12ページをご参照ください。
本案件は、賃借権設定を伴う駐車場及び園庭用地へ農地転用をするため、令和2年2月に開催された第11回総会に上程され、許可されたものです。
変更申請の内容は、転用目的を保育所用地へ変更するものです。
理由としては、当初許可後、施設職員の子供に対する保育環境を整備することが必要となり、また、当該施設への入所待ちが生じている状況もあり、保育所を新設することとしたためです。
なお、被害防除は、フェンス及びブロックを設置し、土砂の流出を防止します。
排水については、汚水は浄化槽にて処理後、側溝へ接続し、雨水は雨水貯留施設にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。
他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第2項です。

議案書10ページをご覧ください。

本案件は、議案書の8ページにあります、議案第3号第9項と関連案件ですので一括してご説明いたします。

お手元の資料18ページをご参照ください。

本案件は、所有権移転を伴う専用住宅用地へ農地転用をするため、平成21年1月に開催された第12回農地部会に上程され、許可されたものです。

変更申請の理由として、当初許可後、急遽、義務者夫婦の体調が変化し、特別養護老人ホームへ入所することとなり、新居を建築することができなくなったためです。

ついては、当初、許可を受けた変更前の権利者が、所有権移転済みのため、変更後の義務者となり、変更後の権利者へ所有権を移転の上、専用住宅を建築するものです。

なお、事業計画の変更内容は、木造平屋建てから木造2階建てへ変更となります。

また、被害防除は、生垣からブロックへ変更となります。

事前審査第1班としましては、農地法上の許可条件を満たしており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可及び承認相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をお願いいたします。

議場

———— 質問・意見等なし ————

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

事前審査第1班班長の説明のとおり、許可及び承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

———— 挙手 ————

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号第3項及び第9項は許可、議案第4号は承認と決定いたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について（一時転用）」を上程いたします。

事前審査第1班班長、ご説明願います。

事前審査第1班
(高橋班長)

ご説明いたします。
議案書の11ページをご覧ください。
第1項です。
併せて、資料20ページから22ページの位置図、公図及び土地利用計画図をご覧ください。
本件は、備考欄にございますように、平成27年3月18日付で当初、一時転用許可を行いました案件の、5回目の計画変更に係るものです。
中央区市場町に本店を置く法人が、若葉区小間子町の畑4筆、計4,931平方メートルについて、隣地の産業廃棄物最終処分場で使用する覆土用の砂利を堆積するため、前回の計画変更承認申請にて、令和3年3月17日までの期間で一時転用の許可をしているものですが、「新型コロナウイルスの関係で産業廃棄物の搬入量が減り、覆土用の砂利の排出計画に変更が生じたため、転用期間を令和5年3月17日まで延長したい」というものです。
事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、承認相当と意見決定いたしました。
以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。
ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。

橋本委員

本件、最終処分場の使用期間はあとどれくらいですか。

事務局

埋め立て期間は、あと6年から7年と聞いています。

深谷委員

一時転用許可申請を繰り返していますが、恒久転用に移行させることはできないのでしょうか。
また、本件転用に係る事業計画は提出されていますか。

事務局

申請地は、第1種農地であるため恒久転用することはできません。
事業計画については、堆積させている砂利の搬出に係る計画を提出させています。

清宮会長職務代理者

計画変更の理由を新型コロナウイルスによるものとしていますが、その理由の詳細は申請者から示されているのでしょうか。

事務局	産業廃棄物の搬入計画があるのですが、新型コロナウイルスの感染が拡大し始めた、昨年5月くらいから、搬入量が計画より少なくなっているとのことです。
清宮会長職務代理者	新型コロナウイルスの感染拡大と産業廃棄物の量が減少することに因果関係はあるのでしょうか。
事務局	新型コロナウイルスの感染拡大は、経済活動の停滞を招いています。経済活動と産業廃棄物の量は相関関係にありますから、産業廃棄物の量が減ることにより、覆土する回数が減るという結果になっています。
深谷委員	一時転用期間を今回、2年間にしている根拠を教えてください。
事務局	権利者の提出している、砂利の搬出計画では19か月となっており、多少の余裕を持たせて、2年間といたしました。
清宮会長職務代理者	一時転用の再申請は今後できないわけですから、事業の実施や進捗状況について厳しい見守りをしていただきたいです。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成多数でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。 次に、議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明願います。
事前審査第1班 (高橋班長)	説明いたします。 議案書の12ページをご覧ください。
	第1項です。 花見川区千種町に在住の方が所有している、同町の畑1筆、面積2,651平方メートルについて、買取り申出者の母が農業の

主たる従事者であったことを、令和3年1月28日の現地調査により、藤代推進委員に確認していただきました。

買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。

第2項です。

稲毛区長沼原町に在住の方が所有している、同町の畑3筆、合計面積903平方メートルについて、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であったことを、令和3年1月28日の現地調査により、藤代推進委員に確認していただきました。

買取り申出の事由は、農業従事者の「故障」によるものです。

事前審査第1班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

説明は以上です。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。

事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は、承認と決定いたします。

次に、議案第7号「千葉市農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程いたします。

それでは、事前審査第1班班長、説明をお願いします。

事前審査第1班
(高橋班長)

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

議案書の13ページをご覧ください。

第1項は、若葉区上泉町在住の方が所有する同町の畑2筆、合

計面積2, 134平方メートルを同区中田町所在の農地所有適格法人に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「デントコーン」です。

第2項は、若葉区御成台所在の農地所有適格法人が、同区下泉町在住の方が所有する同区上泉町の畑1筆、面積3, 626平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は「ニンジン、大根」です。

次に、14ページをご覧ください。

第3項から16ページの第7項は、権利者が同一のため一括して説明します。

若葉区中田町在住の農家の方が、同町在住の方、他4名が所有する若葉区中田町の田8筆、合計面積18, 202平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は「水稻」です。

第8項は、佐倉市上志津原所在の農地所有適格法人が、習志野市鷺沼在住の方が所有する花見川区内山町の畑1筆、面積1, 614平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「大根」です。

次に、17ページをご覧ください。

第9項から18ページの第11項までは、権利者が同一のため一括して説明します。

若葉区下田町所在の農地所有適格法人が、同町在住の方、他2名が所有する同区下田町の畑3筆、合計面積3, 621平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は第9項が3年、第10項が10年、第11項が1年で、権利者の作付品目は「サトイモ、サツマイモ、落花生」です。第11項の設定期間は1年ですが、耕作状況に問題がなければ、更新して貸借を継続する予定とのことです。

第12項は、東金市幸田在住の農家の方が、若葉区中野町在住の方が所有する同町の畑8筆、合計面積12, 044平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「植木の苗木」です。

第1項から第12項の合計面積は、41, 241平方メートルです。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合

し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。

梶本委員

本議案において、中間管理事業を活用した申請案件がありませんが、農林水産省・県・市は中間管理事業の推進をしているところです。本市においても積極的な誘導がされるべきだと思います。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。

事前審査第1班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第7号は、原案どおり決定いたします。

次に、議案第8号「農業委員会が定める別段の面積（下限面積）の見直しについて」を上程します。

本議案は、農業委員全員による審議を経て可否を決定することが適当であることから、事前審査会では、事務局による議案説明及び質疑のみを行い、意見決定は行っておりませんので、再度、事務局から説明願います。

事務局

議案第8号「農業委員会が定める別段の面積（下限面積）の見直しについて」ご説明いたします。議案書の20ページをご覧ください。

本議案は、農地法第3条に定める、現行の「別段の面積」、通例として「下限面積」と呼称しておりますが、この下限面積について農水省の通知により毎年見直しを図る必要があることから今年度の見直しについて、ご審議願うものです。

今年度の事務局案につきましては、20ページ中段にありますように1番、下限面積は現行どおりとする。2番、その理由といたしましては、昨年度と比べまして農地基本台帳の農家の経営面積

などのデータに大きな変動がみられないためとなります。

詳細につきましては、資料23ページから24ページにその検討過程についてお示ししております。

下限面積とは農地法第3条で農地の権利を取得する際の最低の経営面積となります。この面積に達しない場合は農地の権利取得の許可が出来ないこととなります。

その面積は本市では、現在、中央区、稲毛区については20アール、花見川区は30アール、若葉区、緑区については40アールで設定しております。

次にその、下限面積設定理由ですが、農地法施行規則第17条第1項からご説明いたします。

下限面積を定める基準として、農家数の4割以上が耕作している面積であることが基準になっており、事務局で農地基本台帳を元に、各区の農業者の経営面積を表にしたものが、資料24ページの「表1」になります。見方としては20アール未満、30アール未満、40アール未満、50アール未満の経営の農家が全体の何パーセントかという割合を区ごとにお示ししています。法令で40パーセント以上となる部分で面積を決めることとなります。

表1で網のかかったマスが40パーセントを超える割合になっている農家数で、中央区20アール、花見川区30アール、稲毛区20アール、若葉区40アールでこれらは現行の規定通りです。

緑区については30アールで40パーセントとなっておりますが、農林業センサスの速報値が昨年発表されており、詳細のデータが発表されていない中で、農地台帳の数字のみで下限面積を現行基準より引き下げることは、新規就農の促進という観点ではプラスの要因である一方、農地の利用集積という観点からみるとマイナス要因であり、地域農業の振興を図るうえでは、緑区の下限面積を下げることに慎重にならざるを得ません。

以上のことから、総合的に勘案の上、今年度の見直しについては修正を行わず、現行通りとするというものでございます。

議案第8号の説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事務局からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。

深谷委員

経営面積別経営者割合が40パーセント以上となる面積が、下限面積として設定されるとの説明ですが、40パーセントとする根拠を教えてください。

また、緑区については30アールとするのが妥当のように思えますが、併せて教えてください。

事務局

40パーセントの根拠規定は、農地法施行規則第17条第1項第3号です。

緑区については、今回、農地基本台帳のデータでは経営面積の縮小傾向が見られ、引き下げが可となる数値となりましたが、農林業センサスの最新の統計値が今年、公表されますのでそこで改めて検討することとしたいと考えております。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。
事務局の説明のとおり、農業委員会が定める別段の面積は現行どおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、農業委員会が定める別段の面積は現行どおりといたします。

以上で審議案件は終了しましたので、報告案件について、第1号から第8号までを一括して上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

報告案件について、ご説明いたします。
議案書の21ページをご覧ください。
報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、議案書の23ページまでに11件ございました。
添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。
議案書の24ページをご覧ください。
報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の26ページまでに17件ございました。
内容につきましては、記載のとおりでございます。
添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。
議案書の27ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の31ページまでに29件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の32ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第5条の規定による届け出に係る買受適格証明願いについて」は、4件ございました。

農地の競売・公売の場合に、買受の申し出ができる者を「買受適格証明書」を有している者に限定することから、買受の申し出に先立って交付を受けておく必要があり、添付書類も含め完備しておりましたので、全項買受適格証明書を交付いたしました。

議案書の33ページをご覧ください。

報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、3件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。

議案書の34ページをご覧ください。

報告第6号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、議案書の36ページまでに18件ございました。

申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

議案書の37ページをご覧ください。

報告第7号「賃借料情報の提供について」です。

本件は、農地法第52条に基づき本市における賃借料を算出し、毎年、情報提供しているものです。

具体的には、昨年の令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間に、農地法第3条の許可や農用地利用集積計画の公告が行われたデータなどにより、田・畑別、そして行政区別に10アール当たりの賃借料水準をお示ししたもので、金額は記載のとおりです。

農地を貸し借りしようとする方々の目安となるよう、参考として情報提供するものであり、今後、農業委員会だより3月号や農

業委員会のホームページなどにより、周知を図って参ります。

なお、中央区、花見川区、稲毛区の田及び中央区、稲毛区の畑につきましては、昨年の事例がないため、表示しておりません。

議案書の38ページをご覧ください。

報告第8号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、16件ございました。

内容につきましては、1月の総会で審議されたもので、1月15日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

報告案件につきましては、以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの報告第1号から第8号について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようです。

これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、令和2年度第12回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 （午前10時40分）